



パートナーズ通信 2017年10月号 Vol.49

産休・育休の制度がややこしくてわかりにくい
です。従業員への説明はどうしたらいいの
ですか？
(人事担当者K氏より)



確かに産休、育休の制度は、健康保険、雇用保険の
別々の給付金があり、加えて住民税の処理や保険料の
免除など給与計算にも影響するため、制度が入り組ん
でいてわかりにくい部分があります。

また、対象者一人について、いくつもの手続きが必要
となるため、手続きの進捗管理も必要となります。

10月1日から施行の改正育児介護休業法では、従業
員に個別に制度について説明する努力義務が追加され
ました。従業員が産休、育休に入るときに、会社側が
正しく制度について理解し、説明ができるようにして
おくことが必要です。また合わせて管理職の方にも、
制度に対する理解を深めていただけると、よりスム
ーズな育休取得、職場復帰が可能になります。

☆今日は、そのためのお役立ちツールをご紹介します。

- ①管理職配布用の「従業員の産休・育休取得・職場復
帰について」(資料A)
- ②「産休・育休復帰支援面談シート」(資料B)
- ③「妊娠期から復帰後までの支援・手続きフロー」
(資料C)

いずれも「育休復帰支援プラン 厚生労働省」で
検索していただき、[育休復帰支援プラン策定マニュアル](#)
Lの中の資料でダウンロードできます。



資料A

育休の申し出
に対し、管理
職がどのよう
に対応したら
よいのかわか
りやすくな
りまとめられ
ています！

資料B

面談の際に確
認する項目が
わかり、もれ
なく確認がで
きます。



資料C

産休、育休の全体像が
時系列でわかりやす
くまとめられて
います。

◇改正・変更点◇

厚生年金保険料率が18.3%へ

毎年9月に厚生年金保険料率が段
階的に引き上げられてきましたが、
法律の定めにより、今年の引き上
げで終了となり、今後は18.3%
で固定されることとなります。

今後年金制度においては、決めら
れた収入の範囲で給付水準を保っ
ていくことが進められていくこと
となります。

地域別最低賃金が上がります (平成29年10月1日から)

新潟県最低賃金
753円→ **778円**へUP
25円の引上げとなりました。

- ◇東京 932円→ 958円
- ◇福島 726円→ 748円

※上記地域以外の一部地域では発
効年月日が異なりますのでご注意
ください。

育児介護休業法 改正されます

先月のパートナーズ通信でもお伝
えした通り、10月1日から育児
介護休業法が改正されました。

育児介護休業規程が最新になっ
ていない場合は、改定が必要です。